

平成30年2月2日

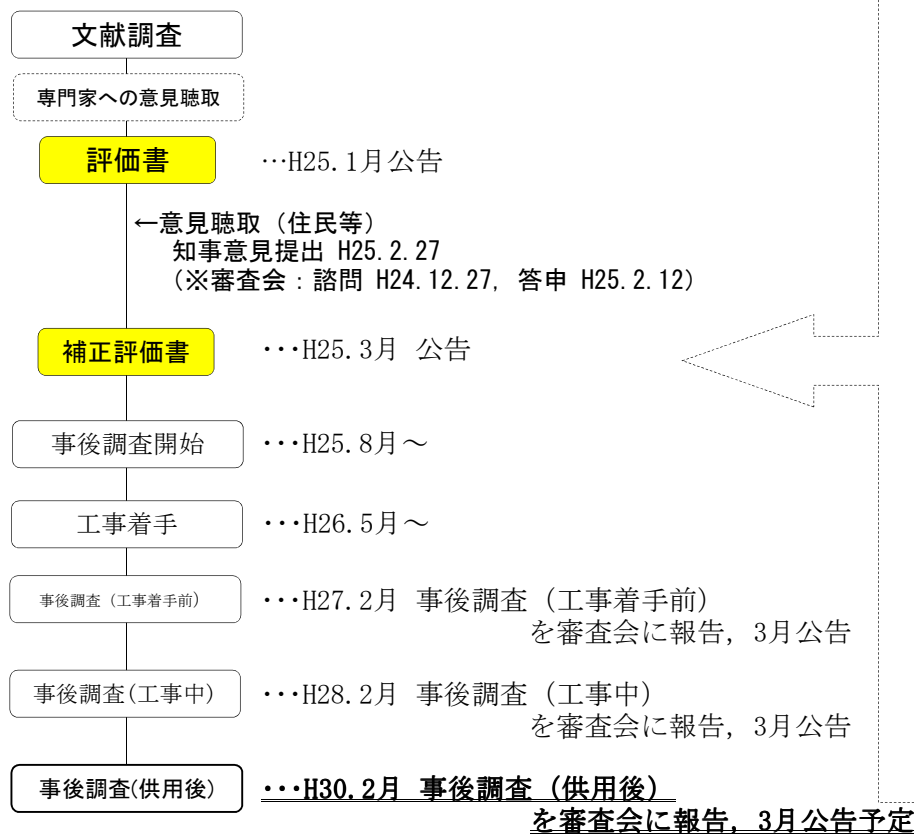
常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田間）復旧事業 特定環境影響評価手続きに係るこれまでの流れとスケジュール

1 本事業の概要

- (1) 実施者：（宮城県側）山元町及び亘理町（福島県側は新地町で実施）
- (2) 函書：特定評価書（評価書及び補正評価書），事後調査報告書（工事中）が提出されている。
- (3) 意見聴取：国（東北運輸局長），宮城県知事，福島県知事，住民からの意見を集約した。
- (4) 調査：主に既存文献等を活用し，調査・予測・評価・環境保全措置の検討を行った。
- (5) 評価項目：評価項目，評価手法の選定に当たっては，専門家等からの助言を受けた。
- (6) 事後調査：工事中における騒音，振動，地下水の水位，動物，植物及び供用後における騒音，振動，動物，植物への影響について調査，予測及び評価を行った（特定環境影響評価では，「季節による変動を把握する現地調査又は年間を通じた現地調査を実施していない場合」に事後調査を実施するよう定められている）。

2 特定環境影響評価のこれまでの流れとスケジュール等

復興特区法の特定アセス



3 今後の工事と事後調査スケジュール

項目	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特定環境影響評価	→				供用開始 予定	
事後調査（工事着手前調査）		→ ●				
事後調査（工事中・供用後）			→ ●	→ ●	→ ●	→ ●
工事工程			→	→	→	

●：過去の報告 ★：今回報告